

# 栄区音楽協会規約施行細則

## 細則第1条（目的）

本細則は、本会の規約を補完し、円滑に運営するために定める。

## 細則第2条（所在地）

規約第1条の所在地は会長宅とする。

## 細則第3条（会員資格）

理事会は、会員の入会時に資格審査を実施し、定期総会時に次のすべての条件を満たしていることを確認する。

1. 会員は栄区を主たる拠点とし、栄区に所在する施設を利用して、練習を定例的かつ継続的に行う団体とする。
2. 独奏、又は独唱を基本とする個人で構成されている団体については、構成員の 2分の1以上が 栄区在住、又は在勤であることとする。
3. 本会の目的に賛同すると共に、本会が主催、又は主管する行事について協力的に取り組める団体であること。
4. 会員の名称に「栄」「横浜」「神奈川」以外の、他の自治体の名称が含まれていないこと。

## 細則第4条（会費）

会員（加入団体）は、翌年度の年会費として、2,000円と、当年度の4月1日現在の構成員1名につき1,100円を乗じた額を合算した金額を定期総会時までに納入する。

なお、1,100円のうち1,000円は栄区文化協会への会費に充当する。

また、新規に入会する場合は、該当年度の年会費は入会時期にかかるわらず既会員と同額となる。

なお、納入した年会費は原則として返却しない。

## 細則第5条（部門の設置）

本会には下記の部門を設置し、部門ごとに部門担当理事を置く。

会員の所属部門については理事会で決定する。

- 1 合唱部門
- 2 管弦楽部門
- 3 器楽部門
- 4 個人演奏部門
- 5 特別事業担当部門
- 6 その他の部門

## 細則第6条（部門担当理事の任務）

各部門担当理事は、所属する部門に関する活動の把握、情報の伝達、相互啓発、その他を推進する。

## 細則第7条（実行委員会）

本会の目的達成のため、理事会の決定により、時限的に実行委員会を設置することができる。

## 細則第8条（会計処理）

本会の会計は、一般会計（年会費と定例活動などの出納）、及び、事業会計（音楽協会が企画する各種事業の出納）の会計処理を行なう。

(沿革) 平成 8年1月21日 設立、施行	平成20年4月 1日 改定
この間、一部改訂あるも省略	平成25年5月11日 改定
平成13年4月19日 改定	平成25年7月21日 改定
平成14年4月 4日 改定	平成26年4月 1日 改定
平成16年5月 8日 改定	平成27年5月12日 改定
平成18年4月29日 改定	令和7年4月14日改訂